

岐阜県教職員組合連絡会議

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和3年8月3日 15:30～

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 教職員課長 あいさつ
3. 岐阜県教職員組合連絡会議 議長 あいさつ
4. 要望にかかる質疑
5. 団体交渉の終了（17：00）

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和3年8月3日）

岐阜県教育委員会

1 賃金・待遇改善に関して

要 望 事 項	回 答
(1) 教職員の職務の時間外勤務手当が支給されないという特殊性や生活実態をふまえ、賃金を改善してください。【重点項目】	
①昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経済の縮小がますます心配されています。実体経済を下支えするとともに、教職員の生活を維持するように実質賃金の維持や上昇を図ること。	職員の給与、勤務時間等については、民間事業所調査を踏まえて人事委員会から勧告がされます。県教育委員会といたしましては、人事委員会勧告を尊重する方針に変わりはなく、ご理解いただきたいと思えます。
②「同一労働、同一賃金」の原則にしたがい、学級担任や校務分掌を担う臨時的任用職員と任期付採用職員に対して2級表を適用すること。	臨時的任用職員や任期付採用職員については、 ①採用試験による能力実証を経ていないこと、 ②主任業務等があげられることがない点で教諭とは職責が異なること、 ③人事異動がないこと などから、教諭とは異なる給与級を適用しています。臨任等への2級適用については、今後も他県の状況などを注視しながら、検討してまいりたいと思えます。
(2) 手当について、以下のことを要望します。	
①特殊勤務手当の増額と支給対象を拡大すること。 例 学校の部活動以外の各種大会・競技会の引率、ボランティア活動への引率、生徒の引率を伴わない作品展等の作品搬入・展示作業、	特殊勤務手当は、その勤務の特殊性を考慮して手当措置するものであることから、一定の要件のもとで支給されるものです。財政的負担を伴うものですので、慎重な検討が必要であり、国や他県の状況等を踏まえながら対応してまいります。なお、行事等の精選も併せて進めていく必要があると考えています。
②新規採用者を含めて、赴任旅費（手当）を復活させること。	旅費条例及び旅費条例施行規則に基づき取り扱うこととなりますのでご理解願います。

2 労働条件の改善について

要 望 事 項	回 答
(1) 長時間勤務縮減のため、以下の要望をします。市町村教育委員会にも協力を強く要請してください。	
①「勤務時間の上限方針」が遵守されるよう業務削減をはかること。	各校におけるここ数年の取組において、一定程度の業務の削減が行われているものと認識しております。しかしながら、まだ十分とは言えない学校もあることから、引き続き業務の見直しや業務分担の平準化を各校に呼びかけているところです。

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和3年8月3日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
	<p>また、市町村立学校においては、スクール・サポート・スタッフ、県立学校においては業務アシスタントを配置し、教職員の負担軽減のための人材の活用を支援してまいります。</p>
<p>②地域と連携した行事等の削減をはかること。</p>	<p>コミュニティ・スクールが展開されており、地域と連携した行事等については、各学校の学校運営委員会にて精査されていると考えています。したがって地域の実情にそって差があるものと考えますが、小中学校、義務教育学校においては市町村教育委員会に、県立学校においては各学校長に、教員の働き方改革の視点で更なる精査をはかるよう、周知に努めてまいります。</p>
<p>③全ての教員の授業持ち時間や相談室対応の時間数を把握すること。 また、授業持ち時間数の目安を全校種で設定し、その削減をはかることで働き方改革につながるように指導すること。</p>	<p>教職員の勤務環境の改善につきましては、教職員の心身の健康管理に係る問題であることから、喫緊に取り組むべき重要な課題と認識しています。そして、その課題の一つに授業の持ち時間数の在り方があると考えています。</p> <p>市町村立学校では、週5時間（1日1時間）の空き時間数確保を目指し、空き時間数の少ない小学校において、持ち時間数の平準化ならびに高学年担当教員の空き時間数確保のため、小学校専科指導教員の配置を拡充しております。</p> <p>県立学校においては、持ち時間の基準の設定や、毎日1時間以上の空き時間を確保できる持ち時間数の設定について、校長会等を通じて見直しを図っているところです。</p> <p>全ての教員の授業持ち時間や相談室対応の時間数の把握については、今後検討してまいります。</p>
<p>④これ以上の業務量の削減が困難になりつつある中で超過勤務を解消できない現状を踏まえ、岐阜県独自に教職員定数を改善し、教職員を増員すること。 また、各校への加配を増員すること。</p>	<p>教職員の定数については、いわゆる標準法に基づいて算定された定数や県単独の定数、国からの加配等から成るものであります。教職員の配当については、引き続き県全体の状況や各校の実情を踏まえて、適切に対応していきます。</p>
<p>⑤勤務時間後に各種会議や打ち合わせを設定しないように各学校を指導すること。</p>	<p>会議について、連絡ボードやグループウェアの活用による開催回数の縮減、出席者の最少化、資料の簡素化・事前配布による会議時間の短縮等の見直しを図るとともに、We b会議システムの活用を進めるよう、校長会等を通じて周知していきます。</p>
<p>⑥「時間外勤務申請」「時間外勤務報告」の提出を廃止するとともに、時間外勤務の理由の把握については、異なる方法をとること。</p>	<p>退勤時刻（市町村立学校、定時制課程を除く全県立学校において、午後7時）を過ぎて勤務する場合に、事前に管理職等に対し、勤務の内容や退勤予定時間を書面で申告することは、出退勤管理システムへの正確な入力・記録と合わせて、検証分析による業務改善につながるものと考えています。教職員に対して本取組の意義について引き続き周知していきます。</p>
<p>⑦教職員の勤務の実態を把握するため、一般教員の声を聴くように市町村教委に働きかけること。</p>	<p>休日も含めた客観的手段による勤務時間の把握とともに、退勤時刻（午後7時以前）を過ぎて勤務する場合の勤務内容の申告の徹底、上限時間を超えた場合の事後検証の実施等を通して、教職員の勤務の実態を把握しているところです。</p> <p>今後も、教職員の声を聴きながら働き方改革を促進するよう市町村教育委員会に働きかけてまいります。</p>
<p>⑧勤務の割振り（勤務時間のスライド制、4週間単位の変形労働時間制、週休日の振</p>	<p>管理職が職員一人一人の勤務状況を把握し、勤務時間をマネジメントすることは、働き方改革を進めていく上で重要なことであり、そのためには、勤務の割振りを実際に行っていくことも大切であると認識しております。</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和3年8月3日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
替)を小中学校においても実施するように働きかけること。	<p>また、各市町村教育委員会に対して、勤務時間の割振りの特例として勤務時間のスライド制や1ヶ月単位の変形労働時間制の運用方法について周知しているところです。</p> <p>こうした制度の活用も促しながら、勤務時間の適切な割振りについて、市町村教育委員会を通じて、学校長へ指導をしております。モデル例の提示については、学校の状況を見ながら今後検討してまいります。</p>
⑨児童生徒と向き合う時間を確保するためにも、割振りが可能となるようにするためにも、会議や研修・研究会を削減するように指導すること。	<p>今年度も、新型コロナウイルス感染症防止のための「3密回避」に加え、先生方が少しでも目の前の児童生徒に向き合うことができるよう、いくつかの研修や研究会について、中止を決定したり、文書代替で行えるものを選び出したりして、その簡略化を図ってきました。次年度においても引き続き、今年度の実績を踏まえ、オンライン等で行える会議や研修について検討してまいります。</p> <p>経年研修及び職務研修の日数を見直し、TV会議システムやWEB会議システム等を活用することで、受講する先生方が学校で児童生徒と向き合う時間を確保できるように努めております。</p>
⑩勤務時間外に割り当てられる日直（管理当番）業務を廃止すること。	<p>学校における業務の見直しの中で管理当番業務についても課題として認識しております。</p> <p>その廃止に向けて、電子錠やキーボックスの設置、勤務時間制度の有効活用などにより、夜間早朝の施錠・開錠業務（管理当番）の見直しを進めているところです。</p>
⑪留守番電話対応は、勤務時間終了後とともに開始とすること。	<p>すでに留守番電話対応としている県立学校や市町村立学校もあり、保護者や地域の方に理解を得ながら進めております。これも時間外在校等時間の抑制を図れる好事例の一つとして校長会や服務監督権者である市町村教育委員会に紹介していきます。</p>
⑫労働基準法で定められた45分間の休憩時間を教職員が取れるようにすること。	<p>全ての教職員が休憩時間を確保できるよう校長会等で周知していきます。</p>
⑬1年単位の変形労働時間制を導入しないこと。検討に際しては組合と交渉をもつこと。	<p>1年単位の変形労働制については、今年度の各学校の状況や市町村の意見等も踏まえながら、その導入について検討してまいります。</p>
(2)	<p>新型コロナに関して以下の要望をします。市町村教育委員会にも協力を強く要請してください。</p>
①勤務時間外に感染症に関する業務をおこなった教職員に対して、適切に勤務の割振りをおこなうこと。	<p>勤務時間制度を有効活用して、教職員の業務都合に合わせた柔軟な勤務時間の設定を行うよう、管理職に周知していきます。</p>

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和3年8月3日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
	②教職員が本来の業務に専念できるよう、感染症対策としての清掃・消毒作業等は外部人材の活用や外部委託を進めること。	<p>今般の新型コロナ禍への対応としては、国のマニュアルに則って教室内の密を避ける工夫を行うなどにより、学校における感染拡大防止に努めております。また、国予算を活用し、施設の衛生管理等の業務をサポートする外部人材の活用を進めているところです。</p>
	③学校現場を支えるための人的・物的支援については、現場の声を聞き、実施すること。	<p>県教育委員会による様々な施策の策定や実施にあたっては、学校現場の実情を十分に踏まえた上で立案・推進することが重要と考えており、教育事務所による学校訪問や市町村教育長会への参加、県や地区・市町村校長会等との懇談を通じて、学校現場の声と実情を十分に把握し、実効性のある施策とするよう努めているところです。</p> <p>現在、5年計画の岐阜県教育ビジョン3年目であり、その進捗の確認と来年度の施策立案に向けて情報収集を進めており、今後も市町村教育委員会や校長会等現場の意見をお聞かせ願うとともに、情報提供にも努めてまいります。</p> <p>また、国の動向に注視しつつ、学校現場を支えるための人的支援や物的支援について事業化するとともに、市町村教育委員会を通じて各学校に周知し、ニーズに応じた対応に努めてまいります。</p>
	④ワクチン接種の実施にあたっては、教職員の過密な勤務状況を考慮して、会場設営や運営などに学校関係者が関わることなく実施すること。	<p>文科省の事務連絡を踏まえた対応により、学校を会場としたワクチン接種（学校集団接種）を実施する県立学校、市町村立学校は現在のところ聞いておりません。</p> <p>各学校がワクチン接種会場となる場合には、教職員が運営等に関わることがないよう配慮してまいります。</p> <p>現在、岐阜県教育委員会では、県立学校の教職員のうちの希望者に対して、8月中旬に2回のワクチン接種を受けられるよう、県の大規模接種会場での接種を順次進めています。ご要望にあるような会場設営や運営、接種調整は事務局職員が行い、学校関係者が関わることはありません。</p> <p>なお、小中学校等の市町村立学校の教職員のワクチン接種については、各市町村での対応となります。</p>
	⑤感染防止の観点から、県及び市町村の行事、地域等の行事に対して、児童や生徒、教職員への観戦等の要請をおこなわないように関係部署に提言すること。	<p>行事等の感染リスク回避など、県の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「岐阜県新型コロナウイルス感染症対策」が県内の市町村にも周知されており、それらに基づく対応を各学校にも周知徹底しているところです。</p> <p>今後も、県全体の感染防止対策に合わせて、各学校における感染防止対策を周知徹底してまいります。</p>
(3)	定年延長にあたり、延長された期間の給与が現在の60歳給与より引き下げとならないように、国に要望してください。	<p>定年延長の制度設計にあたっては、国の今後の動向を注視してまいります。</p> <p>なお、R1年度、国に対して60歳超職員の給与を引き下げないように意見を提出したところです。</p>
(4)	教員免許更新制を廃止するように、文科省に働きかけること。	<p>教育職員免許法に基づく制度であり、県教育委員会としては、引き続き円滑な実施に努めます。</p> <p>なお、国においては、現在中央教育審議会の場で、教員免許更新制等の包括的な検証が行われるなど、制度の課題や今後の在り方について議論が進められており、県としてはその動向を注視してまいります。</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和3年8月3日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
(5)	「生理の貧困」に対応するため、小中学校のトイレで生理用品を無償提供するように、市町村教育委員会に働きかけること。	<p>県立学校においては、児童生徒に返却を求めず、気兼ねなく生理用品を手にすることができるよう、各学校の実情を踏まえ、トイレ等への設置を検討しております。</p> <p>市町村教育委員会に対しては、県の状況や先進的な事例を紹介しながら、各学校の状況に応じた対応ができるよう働きかけてまいります。</p>

3 教育条件整備について

	要 望 事 項	回 答
(1)	学校教育のICT化に伴い、ICT担当教員に過度な負担がかかっています。ICT化に伴うさまざまな業務に対応できるように、学校に専門職員を配置してください。	<p>市町村立学校では、GIGAスクール構想の下、一人一台端末の活用と少人数による指導体制を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和3年度、各地区小・中各1校を「ICTフィールド校」に指定し、ICT活用を推進する教員（ICT活用コーディネーター）6名を加配措置しております。</p> <p>各学校において、校務分掌の再編等を通して、特定の担当教員に業務が集中しないよう、学校全体で対応できるように、校長会等において周知していきます。</p>
(2)	ICT活用による業務削減を県教委として主導してください。	<p>県教委事務局にICT教育推進室を設置するとともに、県内各地にICT担当教頭・指導主事を計8名配置し、各県立学校を定期的に訪問することで、学校のICT活用をサポートする体制を整えました。また、各県立学校の教職員向けに「ICT活用と働き方改革メールマガジン」を月1回ペースで発行し、校務のデジタル化による効率化の優良事例を紹介したり、各学校からの問合せをQ&A集としてまとめて配付したりするなど、学校現場の業務改善についてサポートしています。</p> <p>さらに、産学官で連携して、校務のデジタル化と教員の働き方改革の研究に取り組み、こうした研究成果や情報を随時、発信してまいります。</p> <p>県が導入を進めている「統合型校務支援システム」における出席簿、通知票、保健帳票、指導要録等の統一帳票について各市町村と共通理解し、学務事務の効率化や平準化を図ってまいります。</p>
(3)	ICTの使い方の指針＝「ICT活用で、児童生徒がどのようなことができるようになる」といかに指針を作成してください。	<p>令和元年度に「県立学校における授業でのICT活用ガイド」（基礎編、実践編）を、令和2年度に「1人1台端末時代の5つの「学びのスタンダード」」を配付し、ICTの活用の指針を示したところです。</p> <p>また、令和3年度からは、2週間に一度を目途にICT担当教頭・指導主事が学校訪問を行い、他校の優良事例等を紹介するなど、ICT活用による授業改善や校務の効率化について、助言・支援してまいります。</p> <p>GIGAスクール構想における端末等の導入はどの市町村も完了していますが、端末や導入システムの違いがあるのは確かです。こうした状況を踏まえ、総合教育センターのICTに関わる研修では、全ての市町村のOS端末及び多様な学習支援ソフトに対応した実技研修及び1人1台端末環境における授業デザインについて学ぶ講座を実施しているところでございます。</p> <p>また、6地区の実践フィールド校を核として1人1台端末等を有効に活用した授業実践や校内研修のモデルを構築・提供する「ICT活用モデル構築・推進事業」（学校支援課）の取組を進めてまいります。</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和3年8月3日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
(4) 再任用短時間や、定年延長にもなって開始される「定年前再任用短時間勤務」での任用が小中学校教職員においても可能となるように条件整備すること。	今後、国の動向を踏まえて、制度設計をしております。
(5) 古い施設・設備の改修・更新にあたっては、災害時の避難所となりうるようにしてください。 また、各学校の児童生徒や保護者、教職員の意見を聞き、安全と人権に配慮して、児童生徒の多様性に対応できるように進めてください。	<p>【県立学校】 避難所指定を受けた施設（主に体育館）においては、トイレの洋式化や身障者用トイレの整備、ガラスの飛散防止対策、自家発電設備の整備を計画的に進めております。 また、施設設備の老朽化が進んでいる現状下においては、学校の意見も反映しながら、安全安心な施設整備に向けた改修を優先的に実施しているところです。また合理的配慮の観点から、必要に応じて、多目的トイレ（身障者用トイレを含む）の整備や施設内における段差解消、手摺の設置といった施設整備にも取り組んでいるところです。</p> <p>【市町村立学校】 市町村立学校については設置者である市町村が整備するものですが、学校施設の整備にあたっては国の補助金の対象となるものもありますので、県教委は、国庫補助を要望する市町村に対して助言を行うとともに、市町村が教育環境の整備に必要と考える整備計画に支障が出ることのないよう、国に対し財源確保などを要望しています。</p>